

園芸ハウスや 機械等の導入を支援します



園芸作物の規模拡大や、新たに園芸作物に取り組む農業者に対して、園芸用ハウスや園芸用生産機械等の導入費用の一部を助成します。
 水稻育苗兼用園芸ハウスも対象です。



○補助内容および主な補助要件

1 補助内容

補助対象	補助率	上限補助額	備考
周年栽培用園芸ハウス	1/2以内	100万円	年間を通じた園芸作物の栽培と販売が必要です。
水稻育苗兼用園芸ハウス	1/3以内	80万円	水稻育苗後に継続した園芸作物の栽培と販売が必要です。
ハウスビニールの2重被覆	1/2以内	35万円	冬期の園芸作物の栽培と販売が必要です。
園芸用生産機械	1/3以内	50万円	園芸作物の栽培と販売が必要です。

2 主な補助要件

- ①いずれも生産拡大や機能の拡充が必要で、単純な更新は補助対象外です。
 - ②ハウスは1棟30坪以上で、パイプロ径31.8mm以上が補助対象となり、耐用年数期間中の園芸施設共済等への加入が必要です。工事費（組立費）は、補助対象外です。
 また、ハウスの設置後5年間は園芸作物の販売実績の報告が必要です。
 - ③園芸用生産機械の事業費（税抜き）は、20万円以上が対象です。
- ※なお、補助金は予算の範囲内での交付となります。

○補助の例

（単位：円）

補助対象	事業費 （税込み）	事業費 （税抜き）	補助率	補助額	自己負担
周年栽培用園芸ハウス(30坪)	990,000	900,000	1/2以内	450,000	540,000
水稻育苗兼用園芸ハウス(30坪)	990,000	900,000	1/3以内	300,000	690,000
ハウスビニールの2重被覆(30坪)	143,000	130,000	1/2以内	65,000	78,000
園芸用生産機械	495,000	450,000	1/3以内	150,000	345,000

○お問い合わせ・申請先

秋田市園芸振興センター

〒010-1423 秋田市仁井田字小中島111番地1 FAX 018-838-0279



詳細は
HPで